

特別養護老人ホーム プレミア草加南

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

<令和6年8月1日現在>

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人 白寿会
法人の所在地	東京都足立区扇1丁目3番地5号
代表者名	理事長 川名美枝子
電話番号	03-3890-3333

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム プレミア草加南
事業の種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
介護保険指定番号	1171802323
利用定数	10人
施設の所在地	埼玉県草加市柳島町890番4
施設長名	田嶋一行
電話番号	048-934-9601
FAX番号	048-934-9602

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定数
特別養護老人ホーム プレミア草加南 (ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設)	1191800208	29人
グループホーム プレミア草加南	1191800224	18人
プレミア草加南居宅介護支援事業所	1171802190	

4. 事業の目的と運営の方針

社会福祉法人 白寿会が開設する特別養護老人ホーム プレミア草加南は、要介護および要支援状態にある高齢者に対し適切な短期入所生活介護および予防短期入所生活介護を行うことを目的とします。

① 利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の

機能維持、ならびに利用者家族の身体的・精神的負担を軽減するサービスを提供します。

- ② 家庭的な雰囲気を有し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたった施設サービスを提供するように努めます。
- ③ 関係市区町村、地域の保険・医療・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5. 主な居室および設備の概要

居室および設備	数	居室および設備	数
ユニット（食堂兼居間） （内訳） 9名×1 10名×3	4	浴室（一般浴・特殊浴）	5
		事務室	1
		医務室	1
個室	39	交流スペース	2
介護職員室	2	エレベーター	1

6. 主な職員の人数

職 種	常 勤	非 常 勤	員 数
施 設 長	1		1
生 活 相 談 員	2		2
介護支援専門員	1 (1) ※1		1 (1)
介 護 職 員	17 (4) ※2	4 (2) ※2	21 (6)
看 護 職 員	2	1	3
嘱 託 医 師		1	1
機能訓練指導員	3 (3) ※3		3 (3)
管理栄養士及び栄養士	1		1

※1 介護職員と兼務

※2 介護職員について短期入所生活介護と兼務

※3 サテライト型居宅施設に付き、本体施設での配置

7. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 形 態
介護職員	早番 7:00～16:00
	夜勤 16:30～翌9:30
	日勤 (A) 7:30～16:30
	21:30～翌7:30
介護職員	日勤 (B) 9:00～18:00
	遅番 12:30～21:30
看護職員	日 勤 8:45～17:45
	夜勤については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

8. ご利用の予約について

ご予約方法・・・ご利用の予約は、利用を希望される期間の2ヶ月前から受け付けております。
ただし、担当介護支援専門員よりの受付となります。ご家族からの受付はできませんのでご了承下さい。

9. 施設サービスの概要

(1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、草加市全域及び当事業所より半径5kmの範囲とする（東京都足立区北部・川口市東部・八潮市西部地域）。

(2) 介護給付サービス、介護予防給付サービス

① 食事の提供

管理栄養士が立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（食材料費は給付対象外です）食事はできるだけ離床して居間にて召し上がっていただけるように配慮します。

② 日常生活の支援

入浴・入浴は状態に応じて、一般浴、特殊浴（椅子に座ったままで入浴が可能な浴槽、寝たままで入浴が可能な浴槽）で入浴いただきます。入浴は午前と午後どちらかとなります。入浴ができない方は清拭を行います。

生活相談・生活相談員に介護・介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

④ 安全管理等

⑤ 健康管理について

⑥ 送迎について

＜利用料＞・・・事業区域内の方 介護報酬の告示上の額（片道１８４単位）
事業区域外の方 介護報酬の告示上の額（片道１８４単位）と別途
下記の額を徴収します。

(3) サービス利用料金

・単位数×10、55円（地域区分 5級地）＝10割負担金額（小数点切捨）

①基本サービス費（1日あたり）

②食費・居住費（1日あたり）

	食費	居住費（ユニット型個室）
第4段階	1,600円	2,200円
第3段階②	1,300円	1,370円
第3段階①	1,000円	1,370円
第2段階	600円	880円

※食費は提供分のみ請求させていただきます。

朝食：400円 昼食：650円 夕食：550円

③加算項目（1日あたり）

・（月）、（回）と表記されているものは日計算ではなく、月計算、回計算となります。

名称	単位数/ 日	金額			内容
		1割	2割	3割	
送迎加算(回)	184	195円	389円	583円	自宅と施設間の送迎を行った場合。(片道につき)
看護体制加算(I)	4	5円	9円	13円	常勤看護師を1名以上配置。
看護体制加算(II)	8	9円	17円	26円	看護職員の最低基準を1人上回って配置し、24時間の連絡体制を確保している場合。
夜勤職員配置加算(II)	18	19円	38円	57円	夜勤者数が配置基準を上回っている場合。
夜勤職員配置加算(IV)	20	22円	43円	64円	喀痰吸引等を行うことができる者を1名以上配置している場合。
生活機能向上連携加算(I)(月)	100	106円	211円	317円	外部のリハビリテーション専門職の助言を受け、個別機能訓練計画を作成している場合。
生活機能向上連携加算(II)(月)	200	211円	422円	633円	外部のリハビリテーション専門職が自宅を訪問し、個別機能訓練計画を作成している場合。
機能訓練体制加算	12	13円	26円	38円	機能訓練指導員を1名以上配置している場合。
個別機能訓練加算	56	59円	118円	177円	機能訓練指導員が個別計画書を作成し、計画に基づいた機能訓練を実施した場合。
医療関係強化加算	58	62円	123円	184円	吸引や胃ろう等、医療行為の必要な方の受け入れを行った場合。
若年性認知症利用者受入加算	127	124円	254円	380円	若年性認知症の診断を受けている方を受け入れた場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所後7日間限り)	200	211円	422円	633円	医師が認知症の行動・心理症状を認め緊急に入所する必要があると判断した方に対し、サービス提供を行った場合。
緊急短期入所受入	90	95円	190円	285円	利用計画にない緊急受け入

加算					れを評価する加算。
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30	-32 円	-64 円	-95 円	連続する 31 日～60 日利用をした場合の減算。
長期利用者に対する短期入所生活介護	-32～ -34	-34～ -36 円	-68～ -72 円	-102～ -108 円	連続する 61 日を越える利用をした場合の減算。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	4 円	7 円	10 円	入所者の半数以上が認知症であり、チームとして専門的な認知症ケアを行った場合。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	5 円	9 円	13 円	(Ⅰ)の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、職員に研修を実施している場合。
療養食加算 1食あたり	5	9 円	17 円	26 円	基準に基づく療養食を提供した場合。
口腔連携強化加算 1月あたり	50	53	106	159	口腔の状態を評価し歯科・介護支援専門員に情報提供した場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	106	211	317	(Ⅱ)の要件に加え、職員間の役割分担、データによる成果の確認、複数の見守り機器等を導入した場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	21	32	委員会の開催、生産性向上のため取り組み及びデータ提出、見守り機器等の導入。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	24 円	47 円	70 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士が 80%以上又は勤続 10 年以上が 35%以上。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	19 円	38 円	57 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士が 60%以上。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7 円	13 円	19 円	直接処遇職員のうち、勤続 3 年以上の者が 30%以上。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×14.0%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×13.6%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数×11.3%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数×9.0%				

④その他の費用（介護保険給付対象外サービス）

1	テレビレンタル	100 円/日	希望により居室内にテレビのレンタルができます。
2	理美容サービス	実費	希望により、近隣の理美容室による出張サービスを利用された場合。(カット、顔そりなど)
3	サークル活動、行事費	実費	サークル活動や行事等のうち、個人の希望で参加されるもの。
4	その他のサービスにかかる費用	実費	介護保険の適用外のサービスについては、都度お申し出を受けご相談させていただきます。

- *単位数計算により多少の端数分誤差が生じる場合がございます。
- *介護保険関係法令の改正等により給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて変更する場合は、事前にご説明し、ご承諾いただきます。
- *連続して30日を超える利用の場合、31日目は介護保険適用外となります。その後も連続して利用する場合、介護保険適用外翌日から起算し、30日を超える場合同様の取扱いが繰り返されます。
- *その他、別頁の加算一覧表の料金が追加される可能性があります。

(4) 利用料の支払いについて

事業者は、翌月10日前後に利用料金の合計請求書に明細を付して発行します。

利用料は原則、指定の金融機関口座から翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に自動引落いたします。残高不足等で引落不能の場合は、下記の口座へお振込でお支払いいただきます。また、その場合当月の利用料金は翌月末日までにお支払ください。

<お支払方法>

- ① 利用者（代理人）金融機関口座から自動引落
- ② 当事業所の下記指定口座へのお振込み（振込手数料は、利用者負担とします）

銀行名	三菱UFJ銀行	千住支店
口座番号	普通	0157733
口座名義	社会福祉法人	白寿会 理事 川名美枝子

10. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。

11. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付、第三者委員

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）：相談課（ ）
 受付時間 8:45～17:45
 電話番号 048-934-9601
- ・第三者委員：関島和子（地域推進運営会議委員） 090-8014-7288
 古庄佐知子（民生委員） 048-925-2392

② 行政機関等

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
 電話番号 048-824-2568
- ・草加市 健康推進部 地域介護課
 電話番号 048-922-0151（代）
- ・八潮市 健康福祉部 長寿介護課
 電話番号 048-996-2111（代）
- ・川口市 福祉部 介護保険課
 電話番号 048-258-1110（代）
- ・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
 電話番号 03-6238-0177
- ・足立区 福祉部介護保険課 事業者指定係
 電話番号 03-3880-5111（代）

12. 第三者評価の実施の有無について

令和 年度 実施 ・ 未実施

13. 事故発生時の対応

事故発生には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに

連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。

- ② 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③ 事故後の対応は、利用者本人やご家族等へ、誠意ある態度で対応させていただきます。
- ④ 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または、損害額を減額されることがあります。

1 4. 急変時の対応について

- ① サービスご利用中にご利用者が急変された場合は、予め頂いている「緊急時連絡表」の連絡先へ連絡するとともに、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- ② 受け入れ病院は、ご利用者の主治医が所属する医療機関または当施設の協力医療機関となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送や、夜間、休日は救急指定病院への搬送となることがあります。
- ③ 救急搬送の際は可能な限り事前にご家族へ連絡致しますが、状況により事後となる場合もあります。
- ④ ご利用者の状態によっては搬送先機関での緊急入院もあり得ますことをご理解下さい。
- ⑤ 緊急入院時でご家族との連絡がとれない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッド代の利用や有償の付添人の依頼を行うことがあり得ますのでご了承下さい。その際の費用はご利用者の負担となります。

1 5. 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者またはその後家族へ対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ③ 施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

1 6. 非常災害対策について

- ① 災害時の対応は、別に定める防災マニュアルに基づいて適切な対応をします。
- ② 防災設備は、消火栓・消火器等消防法に基づいた設備を設置しています。
- ③ 防災訓練は、年3回定期的に実施します。
- ④ 事業所は防災責任者を定めます。

1 7. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 当該事業所、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 事業所は虐待防止責任者を定めます。

1 8. 感染症対策について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 生産性向上推進のための取り組みについて

事業所は、介護現場における生産性の向上を促進するため次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所は介護現場における課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討するための委員会を設置します。
- ② 事業者は「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に沿って改善に努めます。

21. ハラスメントの防止対策について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為 <身体的暴力>
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、委員会等で介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

22. 利用中の医療行為等と利用中止について

- ① 当施設では、看護師が健康管理のお手伝いをしていますが、サービスご利用期間中はご利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- ② 当施設では投薬等につき必要に応じて医療に係らせていただきますが、医療の内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
(吸引、胃ろう、インスリン注射の職員管理が必要な利用者に関して、医療体制の観点より利用が困難と施設が判断した場合、利用を見合わせていただくことがございます。)
- ③ サービス利用中に行った処置等にもなう持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）は、ご利用者の負担として当施設よりサービス利用料にあわせて請求させていただきます。
- ④ ご利用前及びご利用中の体調（発熱・風邪等）や健康状態の悪化によっては、ご利用を見合わせていただくことがあります。
- ⑤ 共同生活において、職員及び他の利用者へ暴力・暴言・ハラスメント行為等を行い、利用を継続することが困難と施設が判断した場合、利用中止となることがあります。
- ⑥ 感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）の発生及び流行した場合、サービスを中止させていただくことがあります

23. ご利用中にも起こり得るリスクについて

- ① 原則的に身体拘束は行いません。歩行時の転倒やベッド・車いすからの転倒による骨折、外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。
- ② 加齢や疾病により血管や皮膚はもろくなります。少しの摩擦で皮膚がむける、軽度の打撲で皮下出血を起こすことがあります。

- ③ 水分や食べ物を飲み込む力の低下により、窒息や誤嚥性肺炎をおこす場合があります。
- ④ 脳や心臓等の疾患から、急変・急死の可能性があります。

2.4. 受診の依頼について

- ① サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも、看護師または介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合があります。
- ② 受診のための送迎・付添いは原則としてご家族にて対応となります。
- ③ 利用者の状態により必要に応じて当施設の福祉車両で病院までお送りする場合がありますが、その際は、短期入所生活介護送迎料金に準じて有償とさせていただきます。
- ④ 定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

2.5. 情報公表の透明化について

施設内書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項説明書等の情報をウェブサイトに掲載し公表いたします。

2.6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

- ① 面会時間は10時から17時までをお願いいたします。
- ② 面会は感染症流行や入居者の体調により、【面会制限】、【時間制限】、【アクリルボード越し面会】等に随時変更する場合がございます。
- ③ 施設内において感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等）が流行している場合は一時的に面会等をご遠慮していただく場合がございます。
- ④ 面会方法についてはお問合せ下さい。
- ⑤ 面会に来られた際、手指の消毒や検温をお願いいたします。施設内での感染予防のため入館や面会の際はマスク着用のご協力をお願いいたします。
- ⑥ 利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下については特に注意して下さい。
 - ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。
 - ・生ものは1回で食べきれる量にてお願いいたします。
 - ・他の利用者に対しての差し入れはご遠慮ください。
 - ・代理人の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。

(2) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従いご利用下さい。不適切なご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

(3) 喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は所定の喫煙場所にてお願いします。喫煙の際は職員が付き添います。飲酒は、ご希望により主治医・家族の方との相談の上、夕食時に提供させていただきます。

(4) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

施設内の他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

(5) 貴重品・現金等について

貴重品の持ち込みはご遠慮願います。原則として現金のお預かりはできません。独居生活の方等やむを得ない場合はこの限りではありません。